

2020年4月1日

京都大学 労務担当理事

平井 明成 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 駒込 武

## 要 望 書

2020年4月1日より、「専門業務型裁量労働制を適用される教職員に係る健康確保のための在室時間登録システム」が本稼働しております。

これに関する2019年9月12日付総人職第51号「専門業務型裁量労働制を適用される教職員に係る労働時間の状況の把握について（通知）」の「2」にいう「システムでの打刻実施が真に困難な環境である場合」には、新型コロナウイルスの感染およびリスクに対応する必要性も該当すると理解します。

この必要性に対処するため、専門業務型裁量労働制を適用される教職員においては「専門業務型裁量労働制を適用される教職員に係る在室時間申告書」の提出をもって、研究室での打刻に代えてよいことを、ご確認いただきたく、要請いたします。

以上